

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p>第1条 省略<br/>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第8条 省略<br/>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対し、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</p> <p>2～6 省略</p> <p>第9条の2～第9条の3 省略</p> | <p>第1条 省略<br/>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第8条 省略<br/>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び<u>第9条の4</u>において同じ。)に対し、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</p> <p>2～6 省略</p> <p>第9条の2～第9条の3 省略<br/>(勤勉手当)</p> <p><u>第9条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、基本報酬の額(日額又は時間額で基本報酬を定める会計年度任用職員にあつては、それぞれの基準日前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額)とする。</u></p> <p><u>4 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>5 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。</u></p> |

|      |   |
|------|---|
| 以下省略 | <p>6 前各項に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第9条の5 会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第22条第5項の規定の例による。</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p> |
|------|---|

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p> | <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p> |